

河内長野市 重層的支援体制整備事業 実施計画

令和6年 3月

河内長野市 福祉部 地域福祉高齢課

第1 重層的支援体制整備事業実施計画の策定

1. 計画策定の背景と趣旨

河内長野市では、近年、地域福祉にかかわる課題は多様化、複雑化しており、8050問題（高齢の親とひきこもりの50代の子が同居）やダブルケア（介護と子育ての問題を同時に抱える世帯）等の複合的な課題や、既存の支援制度では対応の難しい制度の狭間の問題も増えています。また、大規模災害が相次いで発生し、市民同士の支え合いの重要性なども改めて認識されているところです。

国では平成30年4月施行の改正社会福祉法において、複合化した課題を抱える個人・世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため「地域共生社会」の理念が示されました。

その後、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年 法律第52号）に伴い改正された社会福祉法（以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」という。）を創設し、令和3年4月から施行されました。

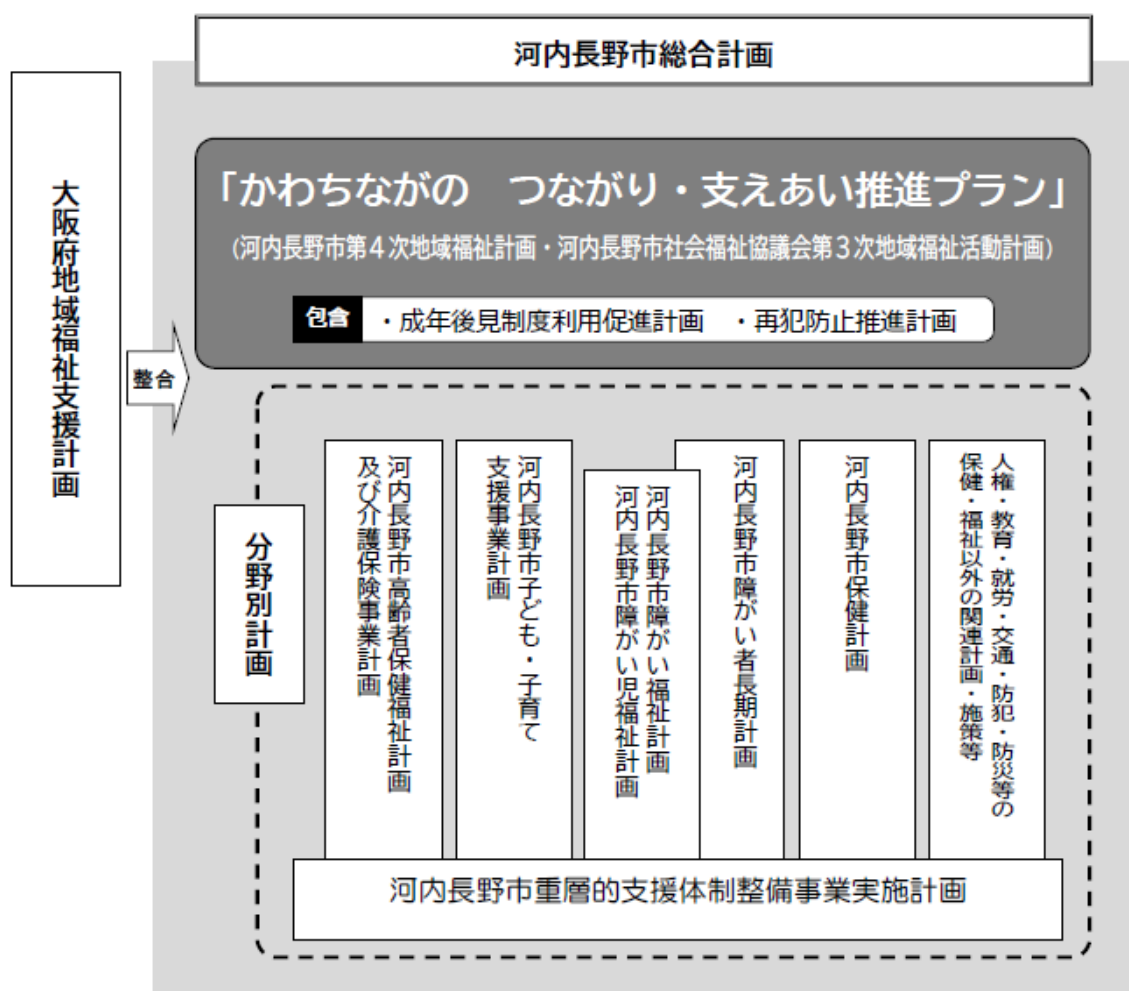
本市においては、令和3年3月に「河内長野市第4次地域福祉計画」を策定し、地域共生社会の実現に向けて本市が取り組む施策等について定め、令和4年4月から重層的支援体制整備移行準備事業に取り組んできました。

地域共生社会の実現に向け、より一層体制を強化し、事業実施の理念や目指すべき方向性について明確にするため、河内長野市重層的支援体制整備事業実施計画（以下「実施計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

重層事業の実施にあたっては、実施計画を策定するよう努めるものと規定されており(法第106条の5第1項)、本実施計画は、当該規定に基づき策定するものです。

また、「河内長野市第4次地域福祉計画」、「河内長野市地域福祉活動計画」を上位計画とし、「河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「河内長野市子ども・子育て支援事業計画」、「河内長野市障がい福祉計画」、「河内長野市障がい児福祉計画」など、福祉及び関連する分野別計画との整合性を図るものとします。



3. 計画の期間

本実施計画は、その期間を令和6年度から令和7年度まで(2か年)とします。

本実施計画は、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層事業の具体的な計画を定めるものであり、地域福祉計画と一体として策定することで、本市の福祉行政全体における重層事業の位置づけが明確になると考えられることから、令和8年度からは、「河内長野市地域福祉計画」に包含することとします。

計画名 \ 年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
河内長野市総合計画	第5次(平成28年度～令和7年度)					第6次
かわちながの つながり・支えあい推進プラン	平成28年度より「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」が一体化					
河内長野市 地域福祉計画	第4次(令和3年度～令和7年度)					第5次
河内長野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画	第3次(令和3年度～令和7年度)					第4時
河内長野市重層的支援体制整備 事業実施計画				令和6年度～令和7年度		地域福祉計画に包含

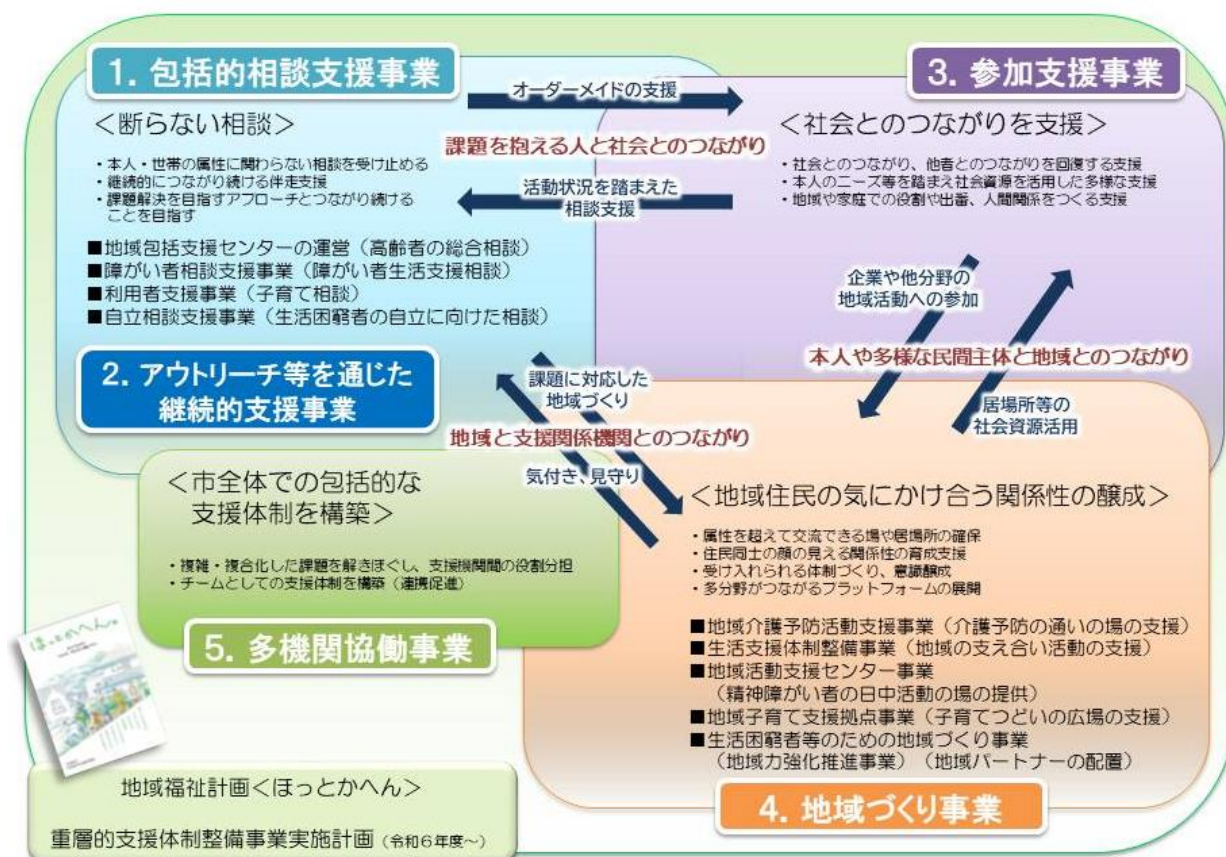
第2 重層事業の概要

重層事業は、生活の中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設された事業になります。こうした困難や生きづらさは個々人で大きく異なるため、どのような困難や生きづらさでも支援の対象となりうるという前提で、すべての人々のための仕組みとしています。

本市では、包括的相談支援事業(断らない相談)、参加支援事業(社会とのつながりを支援)、地域づくり事業(地域住民の気かけ合う関係性の醸成)の3つの事業がそれぞれの役割を果たしつつ、互いに作用することを目指します。また、そのつながりや相互作用を促す役割として多機関協働事業を位置づけ、市全体として包括

的な支援体制の構築を進めていきます。

■重層事業における包括的相談支援事業、参加支援事業、地域づくり事業の相互関係のイメージ



1. 包括的相談支援事業

(1)事業概要

高齢、障がい、子育て、生活困窮の各分野において、相談者の属性や相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、必要に応じて適切な相談支援機関につなぎます。

(2)実施体制

①設置形態

既存の分野ごとの主体（相談窓口）を活かしつつ、連携強化を図ることで、市全体で受け止める相談支援体制を構築します。

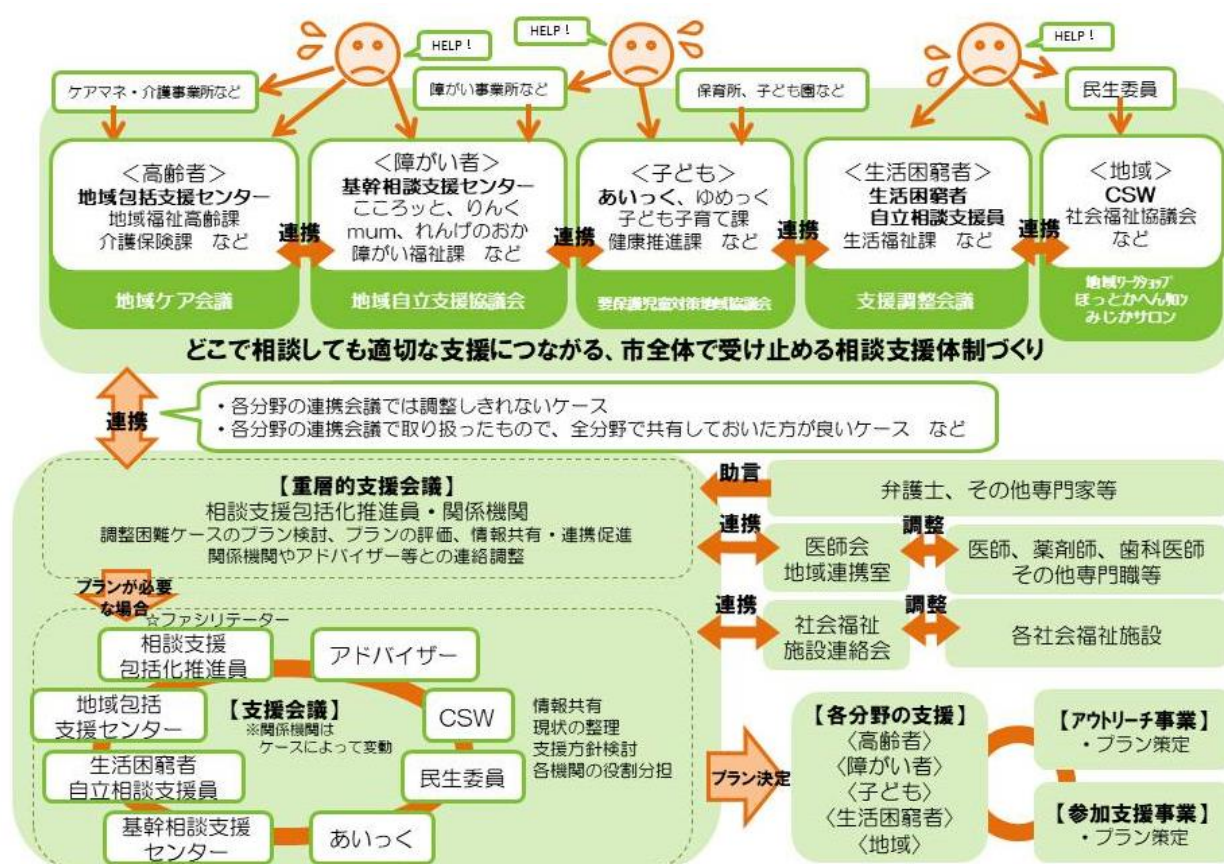
②提供体制

<包括的相談支援事業>

※法第106条の4第2項第1号のイからニまでに掲げる事業

分野	事業名	主体(委託の有無)
高齢者	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	委託: 東部地域包括支援センター 中部地域包括支援センター 西部地域包括支援センター
障がい者	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	委託: 基幹相談支援センター
子ども	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	直営: 子ども子育て課
生活困窮者	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	直営: 生活福祉課

■包括的相談支援体制のイメージ



2. アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1)事業概要

複合化・複雑化した課題を抱えているために必要な支援が届いていない人の情報をキャッチし、本人やその家族に対して家庭訪問等による働きかけを行い、対象者と信頼関係を構築しながら必要な支援につなぎます。

(2)実施体制

事業名	実施体制
アウトリーチ等 を通じた継続的 支援事業	【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託：河内長野市社会福祉協議会 【配置人数】6人(CSW と兼務)

3. 参加支援事業

(1)事業概要

既存の社会参加に向けた事業では対応しきれない方に対して、社会とのつながりづくりを行うとともに、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングや新たな支援メニューづくり、マッチング後の定着支援を行います。

(2)実施体制

事業名	実施体制
参加支援事業	【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託：河内長野市社会福祉協議会 【拠点】1 【配置人数】6人(CSW 業務と兼務)

4. 地域づくり事業

(1)事業概要

高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組みを活かしつつ、世代や属性を超えた交流や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、ニーズと取組みのマッチング等により地域における多様な主体による取組みのコーディネート

等をおこないます。

(2)実施体制 ※法第106条の4第2項第3号のイからニまでに掲げる事業

事業名	実施体制
地域介護予防活動支援事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)	【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】一部委託 【内容】 ・通所、訪問、自立支援会議、住民主体の通いの場等にリハビリテーション専門職を派遣し、自立支援のための助言等を実施。 ・地域の集いの場に健康運動指導士、看護師等の専門職を派遣し、介護予防教室「元気アップ教室」及び地域での介護予防活動の継続を支援するためのフォロー教室を実施。 ・地域での自主的な介護予防体操の集いを支援するボランティアを養成する講座や連絡会兼ステップアップ講座を開催。 ・65 歳以上の全市民を対象とした介護予防教室を開催。 ・週1回以上介護予防体操等を行う地域の集いの場の活動費助成を実施。 ・街かどデイハウスに補助金を交付。 ・65 歳以上の高齢者に訪問による生活支援サービスを提供する団体に対し、補助金を交付。
生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条の45第2項第5号)	【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託：河内長野市社会福祉協議会 【内容】 高齢者の生活支援体制の整備を進めるため、市全域(第1層)に1人、各小学校区(第2層)に 13 人の生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の情報収集やマッチング、支え合い活動の支援や地域の関係機関との連携強化を実施。
地域活動支援センター機能強化事業 (障害者総合支援法第77条第1項第9号)	【所管課】障がい福祉課 【実施主体】委託：社会福祉法人 つばさの会 【内容】 主に精神障がい者を対象とし、相談支援専門員を

	配置するとともに、精神障がい者相談支援事業並びに創作的活動・生産活動の機会を提供する等の基礎的事業を実施。
地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	【所管課】子ども子育て課 【実施主体】直営 【内容】 子ども・子育て総合センターあいくくにて、専門スタッフによる寄り添いや相談の場の提供、子育て情報の発信、育児講座の開催、一時預かり事業、主任児童委員との見守り訪問、集いの広場2か所(委託)を設置。
生活困窮者支援等のための 地域づくり支援事業	【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】委託：河内長野市社会福祉協議会 【内容】 各小学校区に地域パートナーを13人配置し、地域住民による支え合いの活性化を図り、支援が必要な人と地域とのつながりを確保できる体制づくりを実施。

5. 多機関協働事業

(1)事業概要

各分野単独では対応が困難な複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例について、重層的支援会議や支援会議を開催し、課題の解きほぐしや支援の方向性の整理、役割分担、地域課題の抽出や検討等をおこないます。協議した支援内容について支援プランを作成し、評価を行います。

また、重層事業の方向性の確認や実績報告、連携強化のための取組みとして、全体会と連携研修会を実施します。

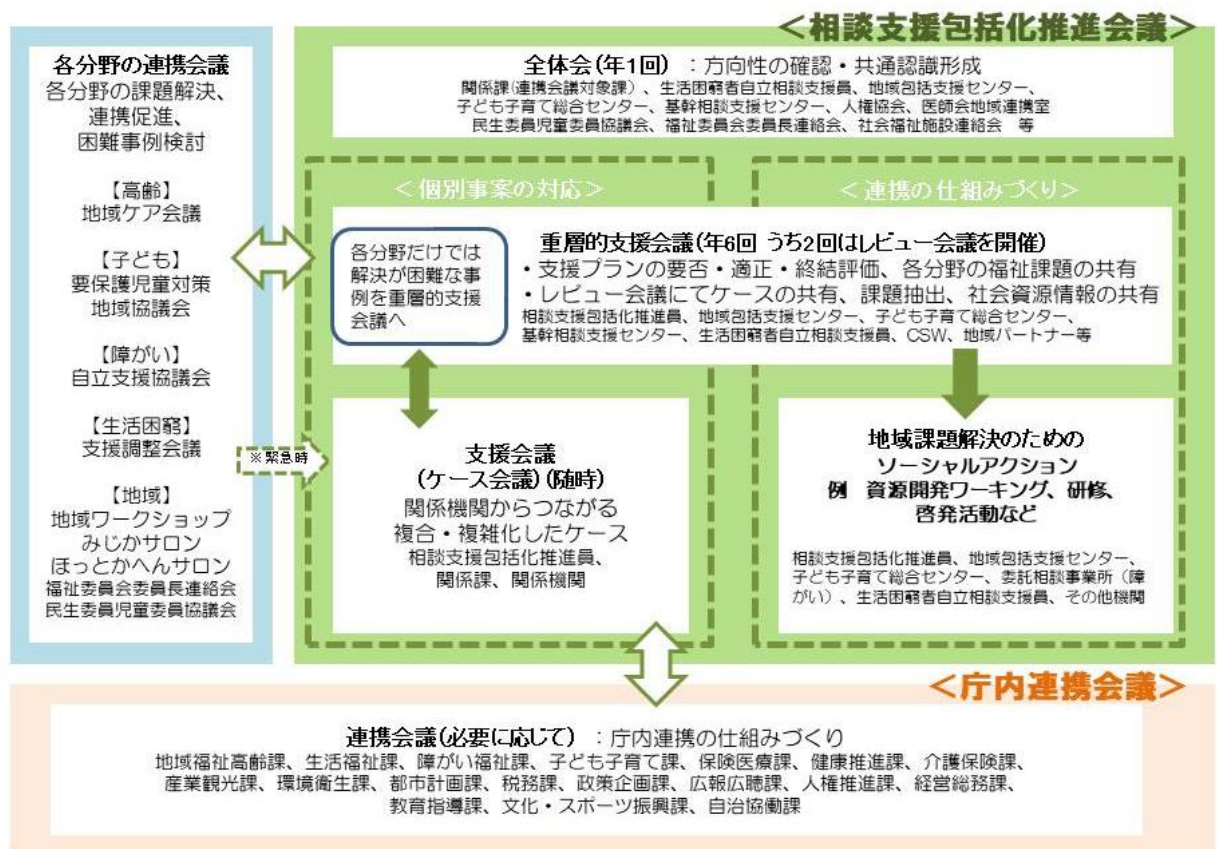
(2)実施体制

事業名	実施体制
多機関協働事業	【所管課】地域福祉高齢課 【実施主体】直営＋一部委託：河内長野市社会福祉協議会 【拠点】2 【配置人数】市職員5人、社会福祉協議会職員1人

(3)関係機関連携について

全体会	【内容】 重層事業について理解を深め、事業の方向性の確認と共通認識の形成を行うため、研修及び実績報告等を実施。 【開催頻度】年1回程度 【参加対象】 庁内部署の所属長及び実務者、地域包括支援センター、社会福祉協議会等
連携研修会	【内容】 庁内窓口部門の職員と支援機関との連携が円滑におこなえるよう、連携に関する研修やワーク等を実施。 【開催頻度】年1回程度 【参加対象】 庁内窓口部門、庁内支援部門、地域の支援機関等

■多機関協働事業のイメージ



6. 重層的支援会議

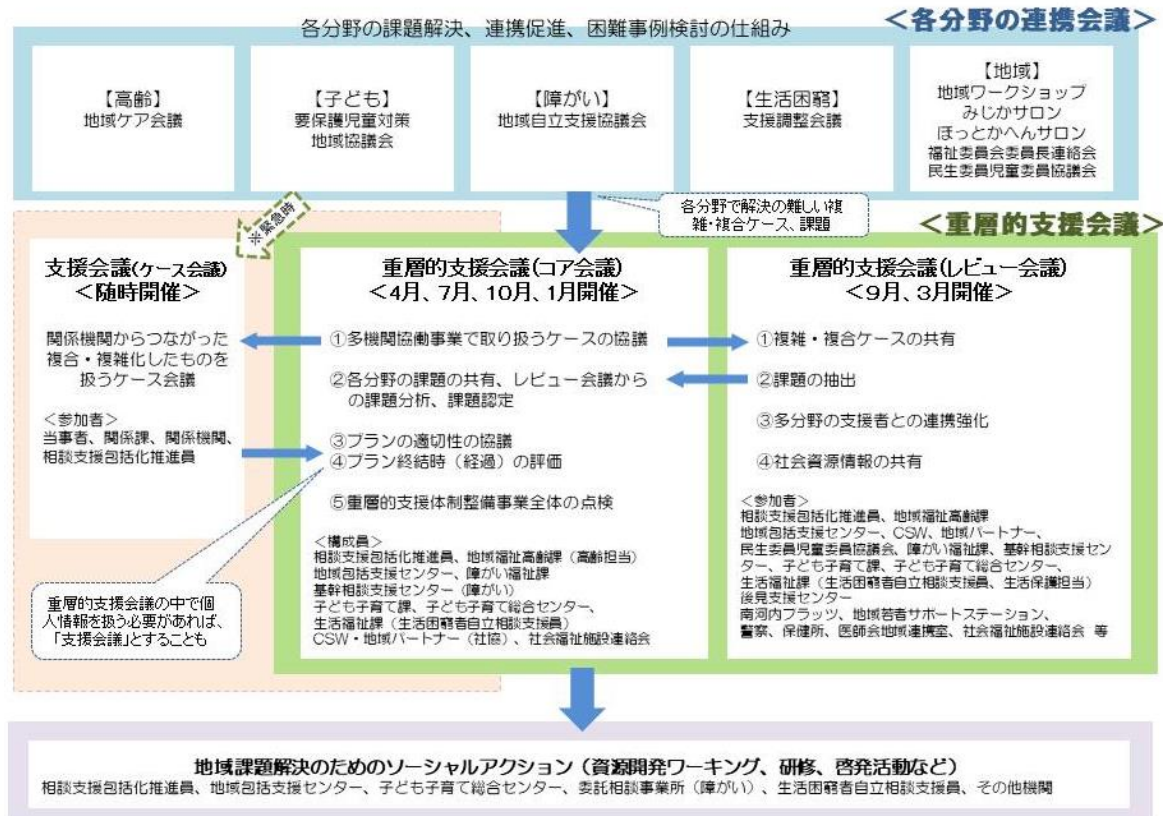
(1) 概要

複合多問題を抱えるケースについての協議やプランに関する協議、関係機関との情報共有等を行います。

重層的支援会議 (コア会議)	【内容】 ・多機関協働事業で取り扱うケースの協議 ・高齢、障がい、子ども、生活困窮の各分野の課題の共有、分析、課題認定 ・プランの適切性の協議 ・プラン終結時(経過)の評価 ・重層事業全体の点検 【頻度】 年4回程度 【構成員】 ・地域福祉高齢課 ・障がい福祉課 ・子ども子育て課 ・生活福祉課 ・社会福祉協議会(CSW・地域パートナー) ・地域包括支援センター ・基幹相談支援センター ・子ども子育て総合センター ・社会福祉施設連絡会
重層的支援会議 (レビュー会議)	【内容】 ・多機関協働事業で取り扱ったケースの共有、課題の抽出 ・支援者同士の連携強化 ・社会資源情報の共有 【頻度】 年2回程度 【参加者】 ・地域福祉高齢課 ・障がい福祉課 ・子ども子育て課 ・生活福祉課 ・社会福祉協議会(CSW・地域パートナー) ・民生委員児童委員協議会 ・地域若者サポートステーション ・警察 ・保健所 ・医師会地域連携室 ・社会福祉施設連絡会 等 ・地域包括支援センター ・基幹相談支援センター ・子ども子育て総合センター ・後見支援センター ・南河内プラッツ

支援会議 (ケース会議)	【内容】 各関係機関からつながった複合化・複雑化したケースの検討。 【開催頻度】 随時 【参加者】 ケース検討に必要な機関
-----------------	--

■重層的支援会議イメージ



第3 計画の推進と評価

効果的な事業実施のため、定期的に行う重層的支援会議において、取り組み状況の共有や課題を検討し、必要に応じて資源開発や啓発活動などのソーシャルアクションへとつなぎます。また、重層事業そのものがソーシャルワークであると捉え、地域共生社会の実現に向けたソーシャルワークとしての機能が充足しているかの点検と、今後の方向性の検討を行います。

さらに、地域福祉推進協議会において地域福祉計画、地域福祉活動計画とともに本実施計画の評価を実施します。